

## 青森県農業農村整備設計VE実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、青森県農業農村整備事業等の建設工事に係る設計業務等において、設計VEを実施しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、設計VEとは、ライフサイクルコストを考慮した経済性を追求しつつ、住民や利用者のニーズに対し必要な機能を確実に達成することを目的とし、設計段階において施設の機能を検討・分析し、最適な機能の確保を目指す取り組みである。

### (対象業務)

第3条 設計VEの対象業務は、業務の規模や重要度を考慮し、設計VEの効果が大きい概略や基本設計段階の業務を中心に、当該年度に発注する業務からコスト縮減効果を見いだす可能性が高いと認めるものを抽出するものとし、当該業務を発注する地域県民局地域農林水産部長（以下「発注公所の長」という。）が必要と認めたものとする。

### (VE検討組織の設置)

第4条 設計VEを実施するにあたり、当該業務を発注する地域県民局地域農林水産部（以下「発注公所」という。）にVE検討組織（以下「VEチーム」という。）を設置する。

### (VEチームの構成)

第5条 VEチームの構成員は、発注公所の長が任命する。発注公所の長は必要に応じ、発注公所の職員以外の者にも、その要請を行うことができるものとする。

2 設計VEの総括を行うため、VEチームにリーダー（以下「VEリーダー」という。）を置く。VEリーダーは、発注公所の長が任命する。

3 発注公所の長が必要と認めた場合には、構成員に外部の人材を活用することができる。この場合の構成員は、公募により選定するものとする。

4 客観的な提案を行うため、VEチームの編成においては、業務の直接の担当者を加えないなどその独立性を確保する。

### (事前準備)

第6条 VEリーダーは、発注公所の担当者とスケジュール、課題等について事前に協議し、VE検討に必要な資料の作成を依頼するものとする。

2 業務の受託者は、発注者の仕様に基づいた原設計案を所定の期日までに作成するものとする。

3 発注公所の担当者は、検討対象の原案が整った段階で、業務の受託者の協力を得て、設計VE検討に必要な設計条件、図面等を整理した「VE検討資料」を作成し、VE検討の2週間前までに、VEリーダーに提出するものとする。

(設計VEの実施)

第7条 VEチームは、次の事項に留意し、設計案の代替案を検討のうえ、VE提案書として取りまとめ、発注公所の長に提出するものとする。

(1) VE提案の検討に当たっては、業務の受託者に設計案についての説明を求め、代替案に対する意見を聞くことを原則とする。

(2) 代替案の検討に当たっては、安全性、耐久性その他の機能を損なわない範囲内で、可能な限り維持管理費等を含めたライフサイクルコストの観点から行うものとする。

(3) 代替案の検討に当たっては、必要となる性能等を確保できる範囲内で、設計基準等の技術基準の弾力的運用に努めるものとする。

2 設計VEを実施するための具体的な作業内容及び作業手順については、別途定める「青森県農業農村整備設計VEの手引き(案)」による。

(VE提案の採否)

第8条 発注公所の担当者は、VEチームが作成したVE提案書の採用の可否、さらなる改善検討の必要性について審査し、業務の受託者に提示のうえVE提案の採否について協議するものとする。

2 業務の受託者は、前項の規定によりVE提案を採用した場合は、原設計を修正するものとする。

3 業務の受託者は、VE提案を不採用とする場合は、技術的な検討に基づく合理的かつ客観性のある理由を発注公所の長に提出するものとする。

(業務経費の変更の取扱)

第9条 設計VEを実施する業務は、業務の契約時に設定した配置人員及び日数に大幅な変更が生じない限り、原則として業務経費を変更しないものとする。

2 VE提案により、契約内容で処理できない新しい工種が生じた、あるいはそれまでの打合せによる決定事項に変更が生じたなど、調査職員が認める大幅な変更や手戻りが生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(VE提案の活用)

第10条 発注者は、VE提案の内容について、排他的な権利等に係るものを除き、対象工事以外にもこれを自由に利用することができるものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、設計VEに関して必要な事項は、VEチームが定める。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。